

# JIS

## 行政/産業情報交換用構文規則 (CIIシンタックスルール) — 第1部：構成要素

JIS X 7012-1 : 1999  
(2004 確認)

平成 11 年 4 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

JIS X 7012群は、次に示す4部で構成される。

JIS X 7012-1 構成要素

JIS X 7012-2 メッセージグループの構造

JIS X 7012-3 短縮形メッセージグループの構造

JIS X 7012-4 安全保護機能

JIS X 7012-1には、次に示す附属書がある。

附属書1(規定) 論理レコードの種類並びに分割区分及びレコード区分の値

附属書2(規定) データ要素の標準メッセージ上での表記方法

附属書3(規定) データタグ、レングスタグ及びTFDの種類と構造

附属書4(規定) 伝送形式データ要素領域及びマルチ明細の構成

附属書5(規定) 基本論理レコードのデータ要素及び配置

附属書6(規定) バイナリデータの構成、データ要素及び配置

附属書7(規定) 特殊メッセージのデータ要素及び配置

附属書8(規定) 同報見出しのデータ要素及び配置

附属書9(参考) 実装基準

---

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 11. 4. 20

官 報 公 示：平成 11. 4. 20

原案作成協力者：財団法人 日本情報処理開発協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 情報部会（部会長 棟上 昭男）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部情報電気規格課（☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文 .....	1
1. 適用範囲 .....	1
2. 引用規格 .....	1
3. 表記法 .....	1
4. 定義 .....	2
5. データ要素の種類並びにデータ型及び長さの表記方法 .....	5
6. 伝送形式データ要素 .....	6
7. 伝送形式データ要素領域の構造 .....	9
8. メッセージグループ見出しの構造 .....	11
9. メッセージの構造 .....	13
10. バイナリデータの構造 .....	14
11. 特殊メッセージ及び同報見出しの構造 .....	17
12. メッセージグループ後書きの構造 .....	18
附属書1(規定) 論理レコードの種類並びに分割区分及びレコード区分の値 .....	19
附属書2(規定) データ要素の標準メッセージ上での表記方法 .....	20
附属書3(規定) データタグ、レンジスタグ及びTFDの種類と構造 .....	21
附属書4(規定) 伝送形式データ要素領域及びマルチ明細の構成 .....	23
附属書5(規定) 基本論理レコードのデータ要素及び配置 .....	26
附属書6(規定) バイナリデータの構成、データ要素及び配置 .....	31
附属書7(規定) 特殊メッセージのデータ要素及び配置 .....	35
附属書8(規定) 同報見出しのデータ要素及び配置 .....	40
附属書9(参考) 実装基準 .....	42
解説 .....	43

# 白 紙

## 行政/産業情報交換用構文規則 X 7012-1 : 1999

## (CIIシンタックスルール)

## —第1部：構成要素

## Syntax rules for Cross-industry Information Interchange (CII Syntax rules)

## —Part 1 : Components for Interchange Structure

**序文** この規格は、1995年から1997年にかけて実施された電子データ交換標準化に関する調査研究の結果をもとに、製造業界を中心とした多くの業界のEDI標準として採用されていたCIIシンタックスルールを、今後の規格の安定化及びより広い普及を図るため、JIS化したものである。

**1. 適用範囲** この規格は、一般産業界での商業取引に伴うデータ交換、行政と産業界との間の各種データ交換など、政府機関、企業などの組織間で行われる一般的なデータ交換を、電子的に行うときに用いる電子データの構文規則について、構成要素を規定する。

**2. 引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

**JIS X 0201** 7ビット及び8ビットの情報交換用符号化文字集合

**JIS X 0202** 情報技術—文字符号の構造及び拡張法

**JIS X 0208** 7ビット及び8ビットの2バイト情報交換用符号化漢字集合

**JIS X 0221** 国際符号化文字集合(UCS)—第1部体系及び基本

**3. 表記法****3.1 データに関する記述**

- a) データ長は、ビット数で記述するか、8ビットを1バイトとしたバイト数で記述する。
- b) データ値は、1バイト文字列、2バイト漢字列又は数値で表す。
- c) 1バイト文字列は、**JIS X 0201**で規定された図形文字で記述するか、又は16進数値で記述する。
- d) 2バイト文字列は、**JIS X 0208**で規定された漢字で記述するか、又は16進数値で記述する。
- e) 数値の表現には、10進数及び/又は16進数を用いる。
- f) 10進数値は、数字列を、0～9の文字を用いて、文字列として記述する。
- g) 16進数値は、0～9, A, B, C, D, E及びFの文字を用いて、1バイトを単位として、X“43”のように記述する。
- h) バイナリとは、特に断らないかぎり、ビット列とする。
- i) 符号無2進数の値は、16進数で記述する。符号無2進数のけた数(ビット数)が8の倍数でないときは、左側にゼロを追加して8の倍数にして16進数値で記述する。

**3.2 データ要素の記号名** データ要素を特定するために、データ要素名のほかに、数値又は3文字の文字列で構成する記号名を併用する。